

ケアタウン小平だより

年末のご挨拶にかえて 2021.12

認定NPO法人 コミュニティケアリンク東京
事務局 中川 稔進

皆さん、いかがお過ごしですか？世界中の人々が、新型コロナと迎える再びの年の瀬となってしまいました。



さて、ケアタウン小平はこの時期、クリスマス会の準備やご利用者への手作りプレゼント作りを行うなど、気ぜわしい毎日です。風に吹かれたケヤキは、これでもかと中庭に枯れ葉を落として年の瀬を伝えてきます。ここ数年、油絵が趣味のボランティア・岡さんが、クリスマスに合わせ、落葉を使ってサンタやトナカイの絵を描いて下さいます。それは見事なアート作品です。今では「岡さん、そろそろ？」と、ボランティアやスタッフが口々に声をかけるので、ご本人も「やらなしゃーない…」と苦笑しつつも、毎年準備してくださいます。こうした出来事を、まさに風物詩というのでしょうか。

『一隅を照らす』

天台宗の開祖最澄の言葉です。「一隅」とは「片隅」「今いる場所」という意味です。有名な言葉ですが、私は10年前、たまたま覗いたお寺の掲示で知りました。「ひとすみを照らす※」読んすぐ、私たちの活動はまさにこれではないか！と、言葉はスッと私に入ってきました。

※その後、読み間違いと深い意味を知ります

広い世界の中で、一人ひとりは「一隅」です。ケアタウン小平チームが、目の前のお一人おひとりを大切に関わることは、まさに「一隅を照らす」ことなのだとと思いました。

年月が過ぎた今年、アフガニスタンを永年支援されてきたペシャワール会の故中村哲医師

も、ご自身の活動と同じ言葉で表現されているのを本で見ました。一隅とは世界の片隅である自身のことであり、今あるこの場所で精一杯の努力を行うことだと知り、私はますますこの言葉を大事に思うようになりました。そして、恥ずかしくも私は知りました。これは「いちぐう」と読むのだと……。

私は、ケアタウン小平の具体的ケアやボランティア活動など一つひとつの活動が、受け取る方にとて温かな「光」となることをいつも願い、そうあることが、地域にケアタウン小平がある意味なのだとと思っています。

今秋、活動の苦境へのご支援をお願いし、本当に多くの方が応えてくださいました。理事長の体調への心配や、チームへの応援メッセージに「ケアタウンさん、今を耐えて生きて」と言われている気がしました。そう、ケアタウン小平もまた「一隅」の存在なのです。常に謙虚に地道に、地域とともに今を歩みたいと思います。そのことを、皆さんに改めて教わりました。本当にありがとうございました。

そして光は照り返す

普段はそれとしてしか見ない落葉。雨に濡れぬようボランティアさんと掃き集めたり、量を調整したりと「手のかかる子ども」のようでした。

岡さんに照らされた落葉たちは、きっと見る人の心に「驚き」「喜び」をもたらすことでしょう。間近に迫るその日が楽しみです。

ケアタウン小平チームも、皆さんに照らしてくださった光を、地域に照り返せるよう、引き続き努力して参ります。

来年も何卒宜しくお願ひ申し上げます。



今年の作品が
12月13日出来
ました。
手入れをしながらクリスマスの
間楽しみます。
年末は、虎が描
かれる予定で
す。

2021年に賛助会員費及び3,000円以上のご寄付をいただいた皆様へ 上記の会費・寄付は、寄付金控除の対象です。

確定申告の際、当法人から送付された受領証明書をご使用ください。

- ※税額控除か、所得控除を選択することができる
- ※正会員および法人役員による寄付は、対象外です
- ※確定申告の詳細は、税務署にてご確認下さい。

寄付金の最大50%が税額控除＝減税されます

●個人が寄付をした場合

個人が仮認定または認定NPO（以下認定NPO）に寄付をした場合、確定申告をし、受領証明書を添付して「寄付金控除」の欄に金額を記入すれば、税金の還付を受けることができます。所得税のほか、住民税を含めると、税額控除方式の場合では、最大で約50%の税額控除が受けられます。

・所得税

控除額の算出方法：「税額控除」方式と「所得控除」方式の2つの方式があります。

どちらかを選択することができます。※控除を受けられる寄付金額は、年間総所得の40%が限度

税額控除方式（所得金額に関係なく原則的に減税額が同じ。2012年からの新方式）

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) \times \underline{40\%} = \text{税額控除額} \quad \text{※2}$$

所得控除方式（従来方式。一般的に所得が多いほど有利。）

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) \times (\text{所得金額に応じた税率}) = \text{所得控除額} \quad \text{※2}$$

※2：控除税額の上限は所得税額の25%を限度

・個人住民税

お住まいの自治体によって異なりますので、お問い合わせください。【以下東京都の場合】

住民税の税額控除を受けられる寄付金額の上限は、総所得金額の30%

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) \times \underline{10\%} \quad (\text{都民税 } 4\% + \text{市区町村民税 } 6\%) \text{ に相当する金額}$$